

令和元年6月25日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17157

研究課題名(和文) 18世紀フランスの農村における酒類小売業の展開 ブルターニュ地方を例として

研究課題名(英文) Development of the liquor retailing in rural areas of 18th century France - the case of Brittany-

研究代表者

君塚 弘恭 (Kimizuka, Hiroyasu)

早稲田大学・社会科学総合学院・准教授

研究者番号：70755727

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ブルターニュ地方を事例として、18世紀後半のフランスの農村部における酒類小売業の展開について検討した。第1に、農村の居酒屋は、流通の拠点となる市場町や街道沿いに開かれた。また、農村の居酒屋には、年間を通じて開かれたものと定期市や祝祭にあわせて開かれたものが存在した。第2に、販売されたアルコール飲料は、ブルターニュ半島東部と西部では主に葡萄酒、半島中部では主にシードルであった。第3に、居酒屋で酒を消費したのは主に教区内に住む自作農や農業労働者、定期市のために教区外から来た商人であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は、第1に、ブルターニュ地方の農村における居酒屋の活動分析を通じて、これまで不明であった近世フランスの農村社会における酒類小売業者の営業実態を明らかにし、アルコール飲料が農村の消費者にどのように消費されたかを具体的に示した。第2に、本研究は、農村から都市へ向かう商品の流れのみでなく、都市から農村へ向かう流通のあり方、流通における都市と農村の相互関係を流通の観点から検討した。以上2点から、本研究は、ブルターニュ地方を例として、農村における日用品や食料品の流通構造を歴史的に解明する基礎的な研究成果を提供できたと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study examined the development of the liquor retailing in the rural areas of France in the late 18th century, taking Brittany as an example. First, rural taverns were opened in market towns which served as a distribution hub. In addition, in rural taverns, there were ones that were opened throughout the year and ones that were held along with fairs and festivals. Second, alcoholic beverages sold at rural taverns were mainly wine in the eastern and western of the Brittany peninsula and cider in the central peninsula. Third, those who consumed alcohol at taverns were mainly self-growing farmers and agricultural workers who lived in the parish, and merchants who came from outside the parish for fairs.

研究分野：社会経済史

キーワード：近世フランス史 ブルターニュ 農村社会史 物流史 居酒屋

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 社会経済史研究の中での本研究の位置付け

経済や文化のグローバル化が進展する今日、地域や国家の枠組みを超えたグローバル・ヒストリーへの関心が高まっている。このような学会全体の動向は、フランス社会経済史研究にも影響を及ぼした。近年では、1970年代に行われたような、貿易統計と主要な海港都市に残された出入港記録を用いた国家や港の経済的発展に関する個別研究は少なくなり、かわりに、広域的な商品流通ネットワークや都市における消費文化が、近世フランス社会経済史の主要な研究テーマとなっている。しかし、殊に、18世紀フランスの商品流通に関する研究については、次の2つの解決すべき問題がある。

第1に、商品流通研究が、「農村=生産地」、「都市=消費地」という枠組みを前提として行われていることである。現在のところ、先行研究者の関心は都市における流通に集中している。対して、残念ながら農村社会における商品流通については不明な点が多い。商品の広域的な流通構造の全容を解明するためには、農村における商品流通の実態を明らかにし、「生産者」としてのみでなく「消費者」としての農村の姿を示す必要がある。

第2に、商品流通の担い手の問題である。これまでの商品流通研究が主として対象としたものは、生産者と卸売商人の関係や商人ネットワークであり、商品が卸売商人から消費者の手に渡るまでを追うような研究は少ない。小売業者や専門商に関する研究は、人々の日常生活と密接に関係した商取引の実態を示し、この研究史上の欠落を部分的に補完する。たとえば、パリの小売商やモード商に関する研究は、都市内部における奢侈品の流通について例証している。しかしながら、パリ以外に目を向けるならば、小売商に関する研究は大きく立ち後れている。大都市における奢侈品の流通のみでなく、農村における日用品の流通を含むフランス国内全体における小売業の実態解明が求められているのである。

### (2) 本研究開始までの申請者の研究状況

申請者はこれまで、地方都市におけるアルコール飲料の流通に関心を持ち、18世紀のフランスにおいて大きく経済的発展をとげた地域の一つであるブルターニュ地方の地域間交易の解明に取り組んできた。申請者は、まず、ブルターニュ地方の都市とその周辺において消費されたアルコール飲料の実証的基礎研究に着手し、沿岸部と内陸部、都市部と農村部で消費されるアルコール飲料の違いについて明らかにした。次に、沿岸部で主に消費されたアキテーヌ産葡萄酒の流通に着目し、ブルターニュ地方の港湾都市で葡萄酒交易に関わった卸売商人の記録を読み解いた。そして、葡萄酒を輸送した船舶の活動や輸送コストについて明らかにし、ブルターニュ地方におけるアキテーヌ産葡萄酒の流通という観点から、近世フランスの国内商業の一端を解明することに成功した。

2015年から、申請者は、ブルターニュ地方におけるアルコール飲料の消費者と消費の場に関する予備調査に着手した。そして、ブルターニュ地方においては、農村人口が多く、農民はアルコール飲料の主要な消費者であったことがわかった。また、この研究の過程で、申請者は、居酒屋がブルターニュ地方の都市や農村において酒類小売業者の役割を果たしていたことを確認した。こうして、居酒屋の実態を解明することはブルターニュ地方におけるアルコール飲料の流通全体を把握するために不可欠であると確信した。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は次の2つである。第1に、本研究は、ブルターニュ地方の農村における居酒屋の活動分析を通じて、これまで不明であった近世フランスの農村社会における酒類小売業者の営業実態を明らかにし、アルコール飲料が農村の消費者にどのように消費されたかを消費された商品の品質や価格とともに示そうと試みる。

第2に、本研究は、これまで商品の生産市場としての側面からのみ研究されてきた近世フランスの農村社会における日用品の流通構造を実証的に取り扱い、商品の消費市場という観点から農村経済を考察する。本研究の成果から、農村から都市へ向かう商品の流れのみでなく、都市から農村へ向かう流通のあり方、流通における都市と農村の相互関係を考えることが可能になるだろう。

## 3. 研究の方法

### (1) 先行研究の収集と分析

先行研究については、近世フランスの農村経済に関する概要は把握できているため、その対象を次の2つに絞り収集する。第1に、近世西ヨーロッパの農村経済に関するものであり、オンライン書店での購入や所属大学図書館を経由した取り寄せをする。収集する文献の範囲は出版されているものにとどめ、本研究をヨーロッパ社会経済史の文脈に位置づけるために用いる。第2に、ナント大学、オート＝ブルターニュ大学(レンヌ)、南ブルターニュ大学(ロリアン)、西ブルターニュ大学(プレスト)に提出された未刊行の博士論文と修士論文を網羅的に参照する。これらの未刊行論文は地方史研究で得られた居酒屋に関する様々な情報を含んでおり、調

査対象を絞り込むために有効である。

(2) 史料の収集と分析

18世紀ブルターニュ地方の居酒屋に関する古文書の収集と分析は本研究で最も重要な部分である。申請者は予備的研究により必要な文書とその所在について把握している。利用する主要な文書は、酒税関係文書、居酒屋に関する法令、居酒屋の営業文書である。これらの文書は、全てフランスの公文書館に所蔵されており、申請者は、平成28年度と29年度に、それぞれ2回ずつ、平成30年度に1回、合計5回、フランスに調査出張をして資料の収集を行う。

4. 研究成果

ブルターニュ地方農村における酒類小売業の展開に関する研究の総括として、収集した史料の分析、比較検討を行い、以下のような研究成果を得た。

(1) ブルターニュ地方における居酒屋の地理的分布の把握

ブルターニュ地方三部会によって記録された徴税記録によれば、ブルターニュ地方におけるアルコール飲料の販売は、約76%が農村で記録された。徴税管区ごとに見ると、ナントやサン＝マロ、ヴァンヌ、ロリアン、カンペール、ランデルノー、プレスト、モルレ、ラニオン、サン＝ブリュ管区において、都市部の居酒屋の割合が高くなっている。この傾向は、18世紀のブルターニュ地方の沿岸部で都市化が進んだことを反映している。とはいえ、その沿岸部においても、ナント徴税官区とプレスト徴税管区を除くと、やはり居酒屋の数は農村部の方が多い。

表 1764年モルレ徴税管区農村の司教区における居酒屋・商人・職人

司教区	居酒屋	小売商	織工	紡績工	麻織物業者	大工	小間物商	仕立て屋
Plounérin	3	0	4	9	0	0	0	9
Botsorhel	1	0	3	0	0	0	0	3
Ponthou	3	0	1	34	0	0	0	3
Plourin	6	4	0	0	0	0	0	10
Plouégat	2	0	6	27	0	0	0	12
Plouigneau	7	0	0	14	0	0	0	15
Le Cloître-Saint-Thégonnec	8	0	7	0	0	6	2	12
Plougouven	4	1	9	0	0	7	3	20
Plouégat Guerard	2	1	0	13	0	0	0	11
Plouvezech	6	3	0	0	0	7	3	7
Guiclan	6	0	110	0	50	7	0	0
Plounezur Menez	8	0	160	0	60	3	0	10
Saint-Thégonnec	4	2	180	0	80	0	0	0
Guinec	1	0	3	0	0	6	2	9
Plougasnou	5	2	0	0	0	0	6	10
Berrien et Huelgoat	7	7	2	0	0	4	0	7
Pleybert-Christ	5	1	180	0	80	4	0	3

Source : Archives Départementales de l' Ille-et-Vilaine, C 1450

1764年にブルターニュ地方三部会によって行われた調査記録は、モルレ、ポンティヴィ、カンペールの三つの管区については、都市だけでなく農村部に開かれた居酒屋に関する詳細なデ

ータを提供する。申請者は、特にモルレ司教区について、この記録に基づいて統計資料を作成し、その分析を行った。それによれば、第1に、モルレ司教区では、農村にある全ての教区で居酒屋の存在を確認できた。このことは、18世紀ブルターニュ地方の農村でも居酒屋での酒類の消費が行われていたことを例証する。第2に、全ての司教区に居酒屋があったとはいえ、居酒屋は他の町よりも小売商のいる市場町、あるいは麻織物製造業者のいる教区（ギ克蘭、ブルラン、プルヴェゼック、プルネズル・メネス）で営業する傾向にあった。この麻織物製造業者が多く記録されている教区は、織元となる商人がいる場所でもある。反対に、麻糸をつくる製糸業者のいる教区では、プリーニョーを除くと居酒屋の数が少ない。要するに、モルレ徴税管区内でも、居酒屋の多い教区とそうでない教区があり、教区内の流通の中心となる商人がいる教区に居酒屋も多く開かれたのである。

### （2）農村で居酒屋が活動するための法的枠組みとその結果

18世紀のパリにおいて、葡萄酒小売商は、パリ市の「6大ギルド」の一つである葡萄酒商人組合に属しており、居酒屋 cabaretier は葡萄酒小売商の一つであった。1647年8月に出された法令によれば、パリには壺で葡萄酒を販売する tavernier と葡萄酒を販売するだけでなく食事もさせる cabaretier の二種類の組合があった。

ブルターニュ地方においては、ナント市の場合を除けば、アルコール飲料販売に関わる、葡萄酒やシードルの商人、居酒屋、宿屋は自由職業になっており、「宣誓ギルド」のような組合組織を見つけることはできない。農村についていえば、居酒屋を開くことに関する規則は少なく、18世紀ブルターニュ地方の農村における居酒屋は、都市と異なり、厳密な法的認可を必要としていなかった。ただし、権力機構による介入が全くなかったと考えるのは間違いである。「商人、居酒屋、宿屋、食べ物屋、遊戯場やビリヤード場の主人、カフェ、城塞や牢獄の管理人、その他定期市でアルコール飲料を販売する人、葡萄酒の卸売、小売をする商人」は、年ごとに「都市で8リーヴル、その他の場所で6リーヴル10ソル」の年税がブルターニュ地方三部会から課せられた。また、居酒屋あるいは宿屋を開こうとする者は、徴税代訴人 Procureur fiscal に酒を出す時に用いるための壺や瓶、秤を見せる必要があった。これらの手続きをふまずに営業をした場合、徴税代訴人は居酒屋や宿屋、酒類の小売商人を罰することができたのである。

年税の支払いを済ませ、徴税代訴人による検査を通過すれば、誰でも酒類の販売をすることができた。その結果、農村では、様々な職種に関わっている人が居酒屋を開いた。まず、都市部同様に、パン屋や職人が酒類を販売する事例がある。次に、農村では、農民もアルコール飲料を販売した。例えば、ヴァンヌ徴税管区で記録された裁判記録には、アンボン教区の村ダムガンに住む借地農、ジャン・ペドロが「日常的に葡萄酒と蒸留酒を小売のための税を払わず、不法に」販売していたと記録されている。また、漁村においても居酒屋は漁民たちが行った兼業の1つだったのである。

### （3）農村における居酒屋の営業実態

居酒屋には一年中開かれていたものと、特定の時期のみ開かれたものと、2つのタイプがあった。後者を代表する居酒屋が、定期市や宗教的行事にあわせて開かれるものであった。例えば、ポンティヴィ市郊外で記録された酒税記録によれば、2件の居酒屋は、大市にあわせて開かれた。また、定期市に加えてブルターニュ地方で毎年夏に開かれるパルドン祭はアルコールの消費量を増加させ、居酒屋の営業に影響を与えた。例えば、ロクロナンのドゥ・ロランスランという人物は、1761年4月にボルドーの卸売商人ダヴィドに宛てた書簡で、7月に行われる祭りが葡萄酒を販売するチャンスになると書いている。また、ポンティヴィ徴税管区で登録された記録簿によれば、トレローという市場町では、ほぼ毎年7月になると「サント＝トレファンの会合」が開かれ、ジャン・オリヴィエロという人物は、1756年、この会合の際に酒を販売した。翌1757年の会合では、オリヴィエロに加えて、エチエンヌ・フラヴァル、フランソワ・フラヴァル、ヨアキム・プルフォアン、マルク・ル・トルビオクという人物が酒の販売を行っている。ブルターニュ地方三部会による免税措置は、この大市にあわせた居酒屋営業のスタイルを後押しした。三部会は「大市、週市、パルドン祭の際に期間限定で開かれる酒場での消費」にかかる税を免除したのである。

販売された酒類は、主に葡萄酒とシードルだが、ブルターニュ地方全体で見れば、都市ではブルターニュ地方外部で生産された葡萄酒の消費が増え、農村ではブルターニュ地方産の葡萄酒、シードル、ポワレのような地元産の酒類が消費される傾向にあった。その結果、ブルターニュ地方東部では葡萄酒が、中部や北部では林檎酒が主に流通した。ただし、沿岸貿易の盛んな沿岸部では、ブルターニュ地方外で生産された葡萄酒も都市だけでなく農村で消費された。実際に、カンペールやプレスト、ランデルノー徴税管区の農村では、葡萄酒の販売がシードルのそれを上回っている。しかも、葡萄酒の中でも、ブルターニュ地方で生産されたものではなく、地方外で買い付けられた「外の葡萄酒 vin hors」が多くを占めている。この地域は、伝統的にボルドーを中心とするアキテーヌ地方との沿岸貿易が盛んな地域であり、葡萄酒はボルドーで積み込まれる重要な商品となっていたのだ。

ヴァンヌ司教区の農村市場町アンボンで活動していたルネ・ル・メロという人物の記録は、農村の居酒屋に関する貴重な情報を提供する。ル・メロは、1765年の売り上げをドゥヴォワール税徴税請負事務所に偽って申告したため徴税請負人による訴訟を受け、その調書記録がヴァ

ンヌセネシャル裁判所に残されることになった。この記録によれば、ル・メロは、葡萄酒を樽で大口の買い手に販売するだけでなく、居酒屋も営んでいた。大口の商売では、ナント産白葡萄酒に加えて、ブルターニュ地方外部で買い付けられた赤葡萄酒も扱っている。ヴァンヌと取引のある葡萄酒生産地は主にサントンジユ地方とアキテーヌ地方だから、この赤葡萄酒は、おそらくこのどちらかの地域からヴァンヌを経由して持ち込まれたものである。これに対して、居酒屋で消費されたのは、ナント産白葡萄酒とヴァンヌ司教区で生産された地元の葡萄酒である。つまり、店舗販売された葡萄酒と居酒屋でテーブルに出された葡萄酒とでは、生産地に違いがあったのである。

居酒屋で酒を消費したのは主に教区内に住む自作農や日雇い労働者、農業労働者、定期市のために教区外から来た商人であった。例えば、ブルターニュ地方内陸部に位置する市場町グランの居酒屋でアルコール飲料を消費した客の45%が農民（自作農および小作農）であった。詳しい内訳を見ると自作農が全体の多くを占め、次に多かったのが手工業者だった。その次が、グランや定期市のためにグランを訪れた商人だった。

#### (4) 地方税徴税請負人による商業活動

ドゥヴォワール税は、ブルターニュ地方における全てのアルコール飲料の消費にかかる税であり、地方三部会の主要な収入源となった。請負契約に基づいてこの税の徴収を担ったドゥヴォワール税の徴税請負人は、アルコール飲料の購入と販売にも関わっていた。特に、蒸留酒の小売は、脱税などの不正行為の取締りと安定した供給を理由に、ほぼ徴税請負人によって独占された。

葡萄酒については、徴税請負人による販売独占は行われなかったが、彼らは葡萄酒の卸売商人のように独自の商業ネットワークを築いていた。まず、ドゥヴォワール税徴税請負人は、請負契約をブルターニュ地方三部会と結び、ブルターニュ地方に彼らが持つ倉庫にあるアルコール飲料の量を各請負事務所に報告させた。次に、彼らは葡萄酒生産地であるポルドーとナントの特定の卸売商と契約を結び、必要な量の葡萄酒の買付けと発送を依頼した。徴税請負人宛に沿岸貿易船で運ばれた葡萄酒は、彼らが都市に所有する葡萄酒のための倉庫に入れられた。そして、彼らは「葡萄酒および蒸留酒の分売人 distributeur des vins et eaux de vie」を雇い、葡萄酒や蒸留酒を徴税請負人の会計で居酒屋などの酒類小売業者に販売したのである。同様に、彼らは特定の居酒屋と契約を結んで、葡萄酒の小売部門にも関わった。このような居酒屋は、vinaterieあるいはbrandelierと呼ばれ、しばしばドゥヴォワール税の支払を免除された。要するに、ドゥヴォワール税徴税請負人は購入から販売に至る葡萄酒の商業ネットワークを持っていたのである。

ドゥヴォワール税徴税請負人によるアルコール飲料の商売は、徴税部門を補って、調剤請負人の重要な収入源となった。たとえば、1765年と1766年の徴税請負人の得た利益の約42%がアルコール飲料の取引によるものだったのである。

#### (5) まとめ

以上のように、18世紀ブルターニュ地方の農村は、全体として自給自足的な伝統的な経済にとどまっていたとしても、その枠組みの中において、商品流通と接続されていた。農村から都市への農産物の流れとは逆に、都市から市場町、そして村落へと酒類が分売されていく経路が確認できた。では、このような構造はいつどのように変化するのか。おそらく、そのことは輸送手段の問題に加えて、そこに住む農村の人々のライフスタイルとも関わっている。これについては今後の課題としたい。

### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2件)

G. Le Bouëdec et H. Kimizuka, « Lorient, grand port de dimension mondiale de la façade atlantique française (1783-1787) ? », *Annales de Bretagne et des pays de l'Ouest*, Tome 126, N° 1, 2019, pp. 103-125. (査読あり)

君塚弘恭「18世紀フランスにおける沿岸貿易の船長たち」『史林』第100巻第1号、2017年、pp. 3-39. (査読あり)

〔学会発表〕(計 3件)

君塚弘恭「18世紀フランスの徴税請負人による商業活動 - ブルターニュ地方における酒類流通の事例から - 」第116回史学会大会西洋史部会、2018年。

H. Kimizuka, 'The innkeepers of provincial towns in 18th century France', European Historical Economics Society Conference 2017.

君塚弘恭「18世紀フランスにおける沿岸貿易船の船長たち」2016年度史学研究会例会、2016年。

〔図書〕(計 3件)

君塚弘恭「ワインと健康の社会史」金川めぐみ他編『福祉社会へのアプローチ 久塚純一先生古稀祝賀』成文堂、2019年、上巻 pp. 535-551.

君塚弘恭「近世フランスのイワシ漁と沿岸貿易」川分圭子・玉木俊明編著『商業と異文化の接触』吉田書店、2017年、pp. 429-454.

H. Kimizuka, « Les maîtres au cabotage entre Bordeaux et la Bretagne au XVIII<sup>e</sup> siècle », G. Buti, L. Lo Basso et O. Raveux, *Entrepreneurs des mers. Capitaines et marinières du XVI<sup>e</sup> au XIX<sup>e</sup> siècle*, Riveneuve éditions, 2017, pp. 139-157.

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。